

平成27年第5回宮古島市農業委員会総会議事日程

- 1) 会議の日時 平成27年4月22日 水曜日 14時00分
会議の場所 上野庁舎 1階大会議室
- 2) 出席状況 委員数 27名
- 3) 議決の事項
 - 日程第1 議事録署名員の指名について
15番 砂川 栄徳 16番 下地 泰斗
 - 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について
 - 日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(賃貸借権の設定)
 - 日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(所有権移転)
 - 日程第5 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 日程第6 議案第5号 非農地証明願について
 - 日程第7 議案第6号 別段面積（下限面積）の設定について

平成27年第5回宮古島市農業委員会総会 会議録

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	議席
1	與那覇 盛徳		○	11	芳山 辰巳	職務代理	○	21	濱川 清重		○
2	長濱 国博		○	12	川満 里志		○	22	池間 藤夫		○
3	砂川 博一		×	13	下地 博和		○	23	上里 弘		○
4	喜屋武 隆		○	14	奥浜 健		○	24	佐久田 寛勇		○
5	田名 和彦		○	15	砂川 栄徳		○	25	川満 盛幸		○
6	仲里 敏夫		○	16	下地 泰斗		○	26	前泊 芳男		○
7	仲里 長造		○	17	玉元 正助		○	27	新里 光徳		○
8	大浦 敏光		×	18	友利 光徳		○	28	前泊 恵		○
9	上地 洋美		×	19	下地 博次		○	29	渡真利 等		○
10	瑞慶覧 健一		○	20	久志 盛一		○	30	野崎 達男	会長	○

1. 開催日時 平成27年4月22日 水曜日 14時00分から17時05分

2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室

3. 出席委員 (27人) 委員数 (30人)

4. 欠席委員 (3人)

5. 議事録署名委員

議長 野崎 達男

15番委員 砂川 栄徳 16番委員 下地 泰斗

6. 職務のために出席した者の氏名

局長 下地 明 次長 池田 良永 次長兼農政係長 上地 寿男

農地係長 川満 邦弘 主査 豊見山 徹 調整官 川満 盛秀

(本村 博信)

7. その他の出席者

県農林水産振興センター 森田・宜保

開 会 14時00分

閉 会 17時05分

議長 ただ今から、平成27年第5回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は27名で、定数に達しておりますので、宮古島市会議規則第11条により総会は成立しております。本日、3名欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、15番砂川栄徳委員、16番下地泰斗委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の池田良永氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、交換移転、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）は4件でございます。
まず、受付番号1番から4番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号1番から4番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号1番から4番までは、議案書10ページから13ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は宮原、高野集落の南東にある大中集落の北側約100メートルのところに位置し、以前はサトウキビが放棄された状態でしたが、現在は牧草を植える準備がなされておりました。
本人は畜産農家で頑張っております。

15番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、宮国公民館より北側300メートル宮国学童沿いに位置し、住宅と隣接しており現在はサトウキビが植えられています。

18番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、城辺おっばい山の東側になります。吉野県営農道付近ですが土地改良も済み、灌溉排水も入った農地であります。本人は営農に意欲的で規模拡大を予定しています。

19番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、下地のツヌジ神社の東側約300メートルのところに位置し、現在はカブだしが植

えられていて周辺はサトウキビが植え付けられています。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）」受付番号1番から4番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用・賃貸借権の設定）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、3件でございます。まず、受付番号5番から7番までの説明をいたします。
【議案第1号、受付番号5番から7番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
受付番号5番から7番までは、議案書14ページから16ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

19番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、空港から北側に向かって上野線を50メートル程過ぎた左側に位置します。当地は以前から申請人本人が使用しており、現在はサトウキビ収穫あとでした。サトウキビ栽培の規模拡大を予定しております。

21番委員 受付番号6番から7番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、国有地の賃借権の譲渡になります。空港近辺のクボタからトラック組合南側までの面積であり、現在はサトウキビが植えられています。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号5番から7番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（交換移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第1項の規定に基づく許可申請（交換移転）は、4件でございます。まず、受付番号8番から11番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号8番から11番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号8番から11番までは、議案書17ページから20ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号8番・9番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、荷川取・下崎方面、沖縄電力手前のアパート砂山ハイツの道向かいになります。
申請人の畑への進入方法がないという事で交換となります。

18番委員 受付番号10番・11番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、徳州会病院から農道を約400メートル行き南側に位置し、シバリ地区土地改良事業はすでに終了しておりますが、砂川さんが土地改良事業に参加しないという事になりまして、道路沿いの仲間さんの畑と交換となります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（交換移転）」受付番号8番から11番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）は、7件でございます。
まず、受付番号12番から18番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号12番から18番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号12番から18番までは、議案書21ページから27ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）」受付番号12番から18番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に日程第3議案第2号を議題といたしますが、1番 與那覇盛徳委員が農業委員会等に関する法律第24条、第1項の議事参入の制限に該当しておりますので、一時退席をお願いいたします。関係議案の終了後に入室・着席をお願いいたします。

(1 番委員退席)

それでは改めまして、日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（利用権の設定）は、16件でございます。
まず、受付番号1番から16番までの説明をいたします。

【議案第2号、受付番号1番から16番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号1番から3番について、現地調査の結果を報告いたします。

1番の農地の所在は、城辺小学校西の道路を北へ約800メートル、2本目の十字路を右に500メートル、坂を下り右側の石積されたところに位置し、現在は整地されておりました。
2番の農地の所在は、長中公民館の前の道路を西へ700メートルほど行き、突き当たりは区画整備されていましてその手前の左側に位置し、今度区画整備が入る予定で休耕地となっております。
3番の農地の所在は、長中公民館を北向け500メートル、墓地の手前に位置し、北福地の方はさらに350メートル北向けに行き右側にあります。周辺はかぼちゃ等が植え付けてありました。本人はサトウキビの規模拡大を予定しています。

6番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、沖縄製糖の北東約500メートルのところに位置し、基盤整備も済みであり、本人はハウス野菜・サトウキビ栽培をしていて、今後規模拡大して頑張りたいという事です。

11番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、鏡原、山中の青潮園の北西約150メートルのところに位置し、向かい側には下里重機があり当地は別の人が借り受けてキビ収穫あとでしたが、今後は申請人本人が利用するという事です。

14番委員 受付番号6番から7番について、現地調査の結果を報告いたします。

6番の農地の所在は、城辺福中公民館東側約300メートルのところに位置し、土地改良・灌漑施設事業も終了しており、現在はサトウキビ収穫あとでした。本人はハウス導入し野菜栽培する予定であります。
7番の農地の所在は、友利部落から福里方面へ、国道390号線沿いにティダファームたらまのビニールハウスがあり、ハウス東約700メートルのところに道路を挟んで向かい合っております。現在は葉タバコが植えられていますが、葉タバコ収穫後に夏植えを植える予定であります。

15番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、宮国集落内、北東約300メートルに位置し、ソバル地区で土地改良もされ、灌漑事業も導入されています。本人はサトウキビ中心に農業をしてきましたが、借受後はサトウキビ、ハウス栽培を予定しています。

16番委員 受付番号9番から11番について、現地調査結果を報告いたします。

9番の農地の所在は、伊良部大橋付近に飲料用タンクがあり、タンクから南側500メートル

のところを位置し、現在はサトウキビ収穫あとでした。

10番の農地の所在は、ムイ原地区は新しいココストア久貝店からパイナガマに向かう農道があり、約500メートルのところを位置し、周辺は未整備地区であり現在はサトウキビ収穫あとでした。

11番の農地の所在は、下地線から空港向けの4車線のT字路から600メートル右手に位置し、現在は夏植えが植え付けられています。

18番委員 受付番号12番・13番について、現地調査の結果を報告いたします。

12番の農地の所在は、城辺保良の割目地区に位置し、本人はサトウキビ栽培の規模拡大の予定であります。

13番の農地の所在は、城辺中央クリニックの北側に位置し、本人はサトウキビ栽培の規模拡大の予定であります。

21番委員 受付番号14番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、下崎公民館を右側に見て、北側へ約200メートル下った右側に成福養鶏場があり養鶏場の西向かいに位置します。周辺は圃場整備も済んでおり、サトウキビが栽培されています。現地はハウス導入する予定で準備されています。

23番委員 受付番号15番・16番についての現地調査の結果を報告いたします。

15番の農地の所在は、保良部落の水道タンク跡地の鉄塔から北西約200メートルのところを位置し、現在は土地改良済みで仮換地終了後、サトウキビを植える予定であります。

16番の農地の所在は、15番農地の道路を挟んで北側にあります。現在はサトウキビが植えられています。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

19番委員 賃借料の件なのですが、空欄になっている箇所は無償で貸すという事で理解してよろしいですか。

事務局 利用権の設定には、賃貸借・使用貸借があり、使用貸借は無償で貸すという事で、29ページの番号4番については、備考欄に使用貸借と記載されているので無償です。備考欄に賃貸借と記載されていれば有償という考え方でお願いします。

議長 他に質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

(1番委員着席)

次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（所有権移転）は8件でございます。

まず、受付番号1番から8番までの朗読説明をいたします。

【議案第3号、受付番号1番から8番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、更竹病院を城辺向けに約500メートル行き、信号を左に北向けに1.3km行くと草地がありその北隣に位置し、現在は収穫後の管理がなされておりました。本人はサトウキビ農家で頑張っております。

6番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、入江橋を東へ200メートル行くと交差点があり、交差点を西に約500メートルのところにはクバカ城跡の公園がございます。公園の東側約150メートルに位置し、基盤整備も済んでおり本人はサトウキビ栽培の規模拡大を予定しております。

29番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、下地中学校東約300メートルに位置し、現在はパインが植え付けられていますが、取得後は本人がサトウキビを植える予定であります。周辺はサトウキビとハウスがあり基盤整備済みであります。

16番委員 受付番号4番・5番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、空港線・下地線と繋がっている4車線の道路、川満のT字路の方から約1kmほど行きますと右手に土地改良されていない原野があり、右側に約300メートルのところには位置し、本人は畜産農家であり取得後は草地にする予定であります。

17番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、伊良部製糖北西約600メートル行きますと生コン工場があります。工場をさらに東へ300メートルのところには位置し、土地改良されておりますが水はまだ来ていない状況であります。現在は春植えを植え付けたところでありまして、本人は野菜とサトウキビ栽培を頑張っております。

21番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、西原ツノザ原、西原集落内を北側に見ますと三叉路になっていて、ロータリーを挟んで真っ直ぐ北へ行きますと集落内、ロータリー手前を南へ30メートル行った左側にあり、現在は休耕地であります。
美里地区は、西辺小学校・地区公民館を右にみて400メートルほど北へ行き更に十字路を右に400メートルのところには位置し、現在はサトウキビが植え付けられています。
トシ川地区は、福山集落の西側十字路から西原向け約150メートル行きますと左の方へ入り2筆目左側にあります。現在はサトウキビが植え付けられています。

22番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、上原倒底原については宮古製糖伊良部工場から佐良浜寄りの方に約2.5kmほどのところの伊良部上原土地改良区内にあり、現在は休耕地となっております。
東元原島原は、通称ズーバル線伊良部製糖工場から北東の方へ2km行ったところに位置し、現在は遊休地となっております。今後本人が整地し利用するという事です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたします。

議長 休憩します。

休憩 15:15

再開 15:20

議長 再開します。

議長 次に、日程第5議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条申請は、8件でございます。

まず、受付番号1番から8番までの説明をいたします。

【議案第4号、受付番号1番から8番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第5条第1項の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いしたいと思いますが、受付番号1番と2番は関連しておりますので一括して説明をお願いします。

15番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される5条許可申請・非農地証明願いの現地調査を平成27年4月15日、午後13時30分から午後16時00分まで行いました。調査委員は私15番砂川、16番下地泰斗委員、野崎会長、事務局より下地局長、池田次長、川満調整官6人で行いました。始めに13時30分か40分まで事務局にて調査内容の説明を受け、5条申請8件、非農地証明3件の調査を13時40分から16時まで行い、16時から17時まで事務局にて調査内容について整理を行いました。調査の結果、特に違反は見受けられませんでした事を報告いたします。

。それでは、受付番号1番・2番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、宮古島市立下地保育所北約80メートルに位置しており、周囲は住宅化が進んでいます。農地の広がりはない。宅地の広がりあり。農地の区分、役所等から1km未満の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番・2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

15番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、千代田部落上の西約100メートルの位置にあります。農地の広がりはない。宅地の広がりが増加傾向にある。農地の区分、10ha未満の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

15番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、高千穂カズラ嶺集落の東側に位置しています。農地の広がりはない。宅地の広がりはありません。農地の区分、10ha未満の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

4番委員 P14の転用目的で雑種地と記入ありますがどういふ事でしょうか。

事務局 申請人が転用目的が住宅ではなく駐車場なので雑種地と記入したと思います。横線で削除をお願いします。

議長 他に質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号5番と6番は関連しておりますので、一括して現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

15番委員 受付番号5番・6番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、伊良部大橋の西約550メートルに位置しています。農地の広がりはない。宅地の広がりもない。農地の区分、10ha未満の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号5番・6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

16番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、佐良浜中学校の南西約300メートルに位置している。農地の広がりはない。宅地の広がりもない。農地の区分、10ha未満の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

11番委員 今回、作業場として利用するとありますが、航空写真で見た範囲では以前から利用されているように思われますが、これまでは無断転用で使用していた可能性がありますその点はどうでしょうか。

事務局 ご指摘のとおり、以前から無断転用で使用しておりました。今回その無断転用の解消という事で新たに5条申請で顛末書も添付して申請しております。

議長 休憩します。

休 憩 15:29

再 開 15:34

議長 再開します。

11番委員 農地法における違法状態を解消するという意味では良かったですが、今後こういう事がないようにパトロールするのも大事だと思いますので、見つけた場合お互いで指導をやって行きたいと思いますので宜しくお願いします。

議長 他に質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

16番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、市営横岳団地の南西約60メートルに位置している。農地の広がりはない。宅地の広がりもない。農地の区分、10ha未満の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第5議案第4号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 次に、日程第6議案第5号非農地証明願いについてを議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明願いは、3件でございます。
まず、受付番号1番から3番の説明をいたします。
【議案第5号、受付番号1番から3番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

16番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、周囲は住宅に囲まれていて面積も小さく農業上利用しがたく非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

16番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は表土はほとんどなく、土質等は岩盤で農地としての利用は困難で、非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

7番委員 現況は航空写真の状態なのか、多分、赤土の土取り場のあとだと思いましたがどうでしょうか。

事務局 参考資料9ページから11ページ、9ページは航空写真で、10ページが現場調査時の写真になります。ピンクのマーカで線引きされている部分が現況になります。

議長 他に質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

16番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、高木・雑木類が繁木し農地としての利用は困難で、非農地相当と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第6議案第5号は原案のとおり決定いたしました。
次に日程議案第7議案第6号「別段の面積（下限面積）の設定について」を議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第6号、別段の面積（下限面積）の設定についての説明をいたします。

【第6号議案 朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいま事務局から説明がございました理由として90%以上が50a以上取得している、基盤強化との関係、こういう事を踏まえて質議を受けたいと思っております。
質議のある方は挙手でお願いいたします。

議長 休憩いたします。

休 憩 15：55

再 開 16：04

議長 再開します。質議のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 それでは採決します。議案第6号別段の面積（下限面積）の設定については原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第7議案第6号「別段の面積（下限面積）の設定について」は全員賛成ですので原案とおりに決定いたします。
以上で、本日の議案・報告の審議はすべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

（委員会規則に基づく発言等）

(発言なしの声あり)

議長 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、平成27年第5回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 17:05

会 長 野崎 達男

15番委員 砂川 栄徳

16番委員 下地 泰斗